

大阪大学外国学研究講義棟ピロティおよび阪大広場に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学（以下「本学」という。）の外国学研究講義棟3階南側ピロティおよび阪大広場（以下「施設」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 施設は、本学における教育・研究の発展に資するとともに、本学の国際化を先導するキャンパス並びに世界と市民を結ぶキャンパスに相応しい文化交流および地域共創の醸成のための利用に供することを目的とする。

(施設の概要)

第3条 この内規に定める施設の概要は次のとおりとする。

(1) ピロティ 屋外・屋根付き 935m²

(2) 阪大広場 屋外 752m²

(施設の利用用途)

第4条 前条の施設は、次の用途に利用することができる。

- (1) 本学が主催する教育、研究、行事等
- (2) 本学の教職員および学生、同窓会等が主催する教育、研究、行事等
- (3) 本学の課外活動団体の発表会等
- (4) 本学の教職員が関係する学会その他の学術団体が主催する教育、研究、行事等
- (5) 本学教職員および学生の福利厚生に資するもの
- (6) 企業等が主催する物品販売、展示会、行事等
- (7) その他当該施設の設置目的に照らし人文学研究科外国学専攻長が適当と認めるもの

(利用日)

第5条 施設は、次の各号に掲げる日を除き、利用することができる。

- (1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (2) 人文学研究科外国学専攻長が指定した日

(利用時間等)

第6条 施設の利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとし、連続利用期間は、原則として最長7日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、人文学研究科外国学専攻長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を人文学研究科外国学専攻長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請について、学会や国際的な研究会等の場合は当該行事等の24月前の日の属する月の初日以降に、その他の行事等の場合は6月前の日の属する月の初日以降に申

請できるものとする。

(利用の許可)

第8条 人文学研究科外国学専攻長は、前条の利用申請を適当と認めたときは、申請者に対し利用の許可を通知するものとする。

(利用料)

第9条 施設を利用するときは、別に定める利用料を利用予定日の7日前までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号から第4号に該当する場合、および第7号に該当する場合で箕面船場地区のまち育てに寄与する事業のために利用する場合は、利用料を全額免除することができるものとする。

3 第4条第5号から第7号に該当する場合（前項に該当する場合を除く）で、営利を目的とする利用の場合は、営利目的外の場合の1.5倍の利用料を徴するものとする。

(利用の申請の取り消し)

第10条 施設の利用を申請した者は、いつでも申請を取り消すことができるものとする。ただし、当該取り消しの申し出が、利用予定日の6日前から2日前までの場合は利用料の50%を、利用予定日の前日および当日の場合は利用料の全額を支払うものとする。

(利用許可の取り消し)

第11条 人文学研究科外国学専攻長は、災害の場合または利用者がこの内規に違反し、またはそのおそれがある場合には、利用許可を取り消し、または利用を中止させることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、人文学研究科外国学専攻等において特別の必要が生じたとき、および施設の運営上特に必要があるときは、利用許可を変更し、または取り消すことがある。

3 第1項の災害の場合、または前項による場合の利用許可の取り消しまたは中止の場合は、利用料の全額を返還するものとする。

(利用者の義務)

第12条 施設の利用者は、この内規および別に定める利用心得を遵守し、建物、施設、設備等を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、故意または重大な過失により建物、施設、設備等を損傷し、または滅失したときは、その責を負わなければならないものとする。

3 利用者は、当該行事等の内容および開催運営に関して、全責任を負わなければならないものとする。

4 利用者は、施設の利用を終了する際、原状回復のうえ、明け渡さなければならないものとする。

(管理運営)

第13条 施設の管理運営は、人文学研究科外国学専攻長が統括する。

(事務)

第14条 施設に関する事務は、人文学研究科箕面事務部が行うものとする。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この改正にかかわらず、人文学研究科日本学専攻応用日本学コースについては、当分の間、この内規中、人文学研究科外国学専攻等とあるものを人文学研究科日本学専攻応用日本学コースと読み替えて取り扱うものとする。
- 3 大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻の学生並びに同元教職員及び同元学生については、この改正にかかわらず、従前のとおり取り扱うものとする。

大阪大学外国学研究講義棟ピロティおよび阪大広場にかかる利用者心得

1. 以下に該当する場合は、利用を許可しません。

- (1) 公益を害するおそれがある場合
- (2) 施設および付属設備等を損傷するおそれがある場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になる場合
- (4) 商標権や著作権等を無断で使用する場合
- (5) 国内外の国家や民族等の尊厳を傷つけるおそれのある場合
- (6) その他、施設の管理上支障があると管理者が判断した場合

2. 施設においては、以下の行為を禁止します。

- (1) 施設を汚損または損傷する行為
- (2) 許可なく樹木の伐採や植物の採取をする行為
- (3) 鳥獣類の捕獲や鳥獣類を殺傷する行為
- (4) 許可なく焚火などをする行為
- (5) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (6) 許可なく張り紙等の広告をする行為
- (7) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある行為
- (8) 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為
- (9) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3. その他、以下のことを心得ください。

- (1) 施設内は禁煙です。
- (2) 過度な騒音等の発生が予想される行事については、あらかじめ管理者とご相談ください。
- (3) 施設内の設備等を移動した場合は、終了後に必ず原状回復してください。
- (4) 行事等への参加者には、出来るかぎり公共交通機関を利用して来場するよう促してください。
- (5) ごみ類は持ち帰る等、必ず後始末をしてください。
- (6) 第三者への転貸は行わないでください。